○農林水産省令第四十八号

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、国有林野の管理経営に関する法律施行規則及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十九日

農林水産大臣　江藤　拓

国有林野の管理経営に関する法律施行規則及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

第一条　国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第六条）	第一章　総則（第一条―第六条）
第一章の二　管理経営に関する計画（第七条―第九条）	第一章の二　管理経営に関する計画（第七条―第九条）
第一章の三　調査業務の委託（第十条―第十三条の六）	第一章の三　調査業務の委託（第十条―第十三条の六）
第二章　貸付け、使用及び売払い	第二章　貸付け、使用及び売払い
第一節　貸付け及び使用（第十四条―第十九条）	第一節　貸付け及び使用（第十四条―第十九条）
第二節　売払い（第二十条―第二十八条）	第二節　売払い（第二十条―第二十八条）
第二章の二　樹木採取権（第二十八条の二―第二十八条の十七）	
第三章　分収造林（第二十八条の十八―第三十九条）	第三章　分収造林（第二十九条―第三十九条）
第四章　分収育林（第三十九条の二―第三十九条の六）	第四章　分収育林（第三十九条の二―第三十九条の六）
第五章　共用林野（第四十条―第四十六条）	第五章　共有林野（第四十条―第四十六条）
第六章　雑則（第四十七条）	第六章　雑則（第四十七条）
附則	附則
（申請者等の変更）	（申請者等の変更）
第五条　（略）	**第五条**　（略）
2　契約者（樹木採取権実施契約に係る契約者を除く。）が死亡した場合には、その相続人は、遅滞なく当該権利義務を承継したことを証する書類を添えてその旨を当該森林管理局長又は当該森林管理署長に届け出なければならない。法人が合併した場合において、合併後存続する法人又は合併によって設立した法人についても、また同様とする。	2　契約者が死亡した場合には、その相続人は、遅滞なく当該権利義務を承継したことを証する書類を添えてその旨を当該森林管理局長又は当該森林管理署長に届け出なければならない。法人が合併した場合において、合併後存続する法人又は合併によって設立した法人についても、また同様とする。

3　（略）

第二章の二　樹木採取権

（樹木採取区の指定の基準）

第二十八条の二　法第八条の六第一項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。（新設）

一　その所在する地域において国有林野事業及び民有林野に係る施策を一体的に推進することにより産業の振興に寄与すると認められる区域であること。

二　地勢等の地理的条件が悪く、事業の実施条件が不利な区域でないこと。

三　国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがある区域でないこと。

（樹木採取区の指定に関する公示の方法）

第二十八条の三　法第八条の六第二項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。（新設）

（公募）

第二十八条の四　法第八条の七の規定による公募は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。（新設）

（設定の申請をするために必要な事項）

第二十八条の五　法第八条の七第七号の農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。（新設）

一　樹木採取区における森林の林齢その他の森林資源の状況

二　樹木採取区の全部又は一部が法令によりその樹木の伐採につき制限がある森林の区域内にあるときは、その旨及び制限の内容

三　公募を開始する日及び公募の期間

四　権利設定料の算定方法

五　法第八条の十第二項の規定による評価において勘案する事項

六　樹木採取権実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

七　その他必要な事項

3　（略）